

令和7年2月10日付 公告第3号

【入 札 説 明 書】

運転免許証更新時講習用教本（教則）購入

【福島県警察本部会計課】

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は、入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者）

福島県警察本部長 森末 治

2 入札に付する事項

公告に示すとおり

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙「運転免許証更新時講習用教本（教則）仕様書」に記載のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

※ 福島県出納局ホームページでの指名停止情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

(1) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意、参考様式1）

(2) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料

納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意、参考様式2）には、福島県警察本部交通部運転免許課長の確認を受けた提案協議書（第5号様式）を添付すること。

なお、提案協議書は福島県警察本部交通部運転免許課長へ令和7年2月25日（火）午後5時までに提出し確認を受けること。

- ・ 提案協議書の提出先

郵便番号960-2292

福島県福島市町庭坂字大原1-1 福島県警察本部交通部運転免許課 講習係

電話 024-591-4372 内線 760-410

5 入札書の提出期限等

(1) 確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年3月11日（火）午後5時まで

郵便番号960-8686

福島県福島市杉妻町 5 番75号 福島県警察本部警務部会計課契約係

電話 024-522-2151 内線 2264 F A X 024-521-6260

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 日 時 令和 7 年 3 月 25 日 (火) 午後 5 時まで

イ 提出場所 郵便番号960-8686

福島県福島市杉妻町 5 番75号 福島県警察本部警務部会計課契約係

ウ 提出方法 郵便（一般書留又は簡易書留に限る。）入札とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 26 日 (水) 午前10時40分

福島県福島市杉妻町 5 番75号 福島県警察本部警務部会計課

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に、件名「運転免許証更新時講習用教本（教則）購入」を記載（添付様式は記載済み）し、上記 5 の (2) の指定日時及び場所へ郵便（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出すること（普通郵便又はレターパック等で提出した場合、入札書は無効となるので留意すること。）。

- (2) 封筒については、二重封筒とし、入札書の中封筒に密閉の上、当該中封筒及び外封筒に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 令和 7 年 3 月 26 日 (水) 開札

ウ 件名「運転免許証更新時講習用教本（教則）購入」の入札書在中

- (3) 外封筒には次の書類を同封しなければならない。

条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）の写し

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には、1 部当たりの金額（単価）（必要により小数点以下第 2 位まで）を記載すること。ただし、当該単価は調達物品の本体価格のほか、納入等に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、代金の支払は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額の100分の10に相当する額（10%は消費税及び地方消費税の額）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。

なお、押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。（別紙 1 「押印省略について」参照）

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 (3) で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。（入札参加者の立会いは不可）

なお、入札結果については、速やかに入札参加者に対し電話により連絡するものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については、別途通知する。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県警察本部長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、上記5の(1)に令和7年2月14日（金）午後5時までに説明を求めることができる（軽易なものは、電話による問い合わせも可とし、提案協議書に関する事項については、上記4の(3)の運転免許課運転者講習係に直接説明を求めることができる。）。

質問書によるものは、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）により福島県警察本部のホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により、指定の日時までに確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む。）
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (7) 公告で示した入札書の提出期日より後に到達した入札
- (8) 書留郵便以外の方法で提出された入札
- (9) その他、この入札説明書において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とするところがある。
- (2) 最低価格の入札書を提出した者が2人以上あるときは、別紙2「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

16 契約書等の作成

- (1) 物品単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定する日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すところがある。

17 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

上記5の(1)と同じ。

別紙 1

押印省略について

当県警察本部の契約手続きにおいて、下記書類に係る事業者等の押印が省略可能になりました。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 一般競争入札参加資格申請書
- (2) 入札保証金納付免除申請書
- (3) 履行実績証明書
- (4) 履行実績証明願
- (5) 一般競争入札仕様書等に関する質問書
- (6) 入札書
- (7) 見積書
- (8) 委任状

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者の氏名 (以下「責任者等」という。)」及び「連絡先」を記載してください。必要に応じて、問い合わせをすることがあります。

ただし、上記 (1)、(2)、(3)、(4)、(5) 及び (8) については、責任者等の記載は必要ありませんが、申請者に係る項目全て記入してください。

3 その他

- (1) 責任者等の記載場所指定はありませんが、代表者名の下や欄外など一見してわかるように記載してください。
- (2) 従来のとおり、押印のあるものも有効です。

郵便入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、下記の方法により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000～999)を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号(0、1、2…)を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を契約予定者とする。

【例】入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 有資格者コード順に、くじ番号を付与する。

(株) A社(有資格者コード 100980021)・・・くじ番号 0

(株) B社(有資格者コード 100980142)・・・くじ番号 1

(株) C社(有資格者コード 100982293)・・・くじ番号 2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

(株) A社 くじの数 123

(株) B社 くじの数 072

(株) C社 くじの数 452

くじの数の合計 $123 + 072 + 452 = 647$

余り $647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り} 2$

- (3) 落札者の決定

落札者は、余りの「2」と一致するくじ番号である「(株) C社」

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(8) から (18) まで (略)

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県警察本部警務部会計課長 様

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ ()

案件名	運転免許証更新時講習用教本（教則）購入
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県警察本部警務部会計課長

案 件 名	運転免許証更新時講習用教本（教則）購入
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県警察本部長 様

(〒 -)
住 所

商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (- -)
(作成担当者職・氏名)

令和7年2月10日付第3号で公告のありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、全て事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 参加希望品名 運転免許証更新時講習用教本(教則) 205,000部

2 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者にかかる参加資格制限の有無

有 ・ 無

4 添付書類

- ・ 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料(任意様式)
- ・ 提案協議書(第5号様式。福島県警察本部交通部運転免許課長の確認を受けたもの)
- ・ 納入期限までに必ず納品する旨の確約書(任意様式)

(注1) 本書の提出日は、必ず提案協議書の確認を受けた日以降の日付とすること。

注 後日、資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県警察本部長 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び予定数量	運転免許証更新時講習用教本（教則）購入 205,000部	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の、有 無	入札参加資格が ないと認めた 理由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- ※ 2 入札書を提出（郵送）する際は、本書の写しを添付してください。

提案協議書

令和 年 月 日

福島県警察本部交通部運転免許課長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号 (— —)
F A X 番 号 (— —)
(担 当 者 氏 名)

「運転免許証更新時講習用教本（教則）購入」の提案について
このことについて、仕様を満たすものとして、別添のとおり見本等を添付し、提出しますので確認してください。

案 件 名	提案品名	規格・型番	定 価
運転免許証更新時講習用 教本（教則）購入			

※定価は、消費税及び地方消費税抜きの金額とすること。

※本書により提案協議をする場合は、令和7年2月25日（火）午後5時までに提出し、仕様を満たしているか確認を受けること。

※必ず提案協議書の確認を受けてから、第3号様式の申請をすること。

上記のとおり提案協議のありました件について、内容を確認した結果は、次のとおりです。

仕様を満たしているものと認めます。

仕様を満たしておりません。

(いずれかを○で囲む。)

令和 年 月 日

(指定する機関の長)

印

(担当者名及び電話番号)

入 札 書 (見 積 書)

1部当たりの単価

金 額						円	拾銭	銭
(税抜)								

件 名 運転免許証更新時講習用教本（教則）購入
契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
納入場所 福島県警察福島運転免許センター ほか

くじの数

--	--	--

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

※1 代表者職・氏名

印

福島県警察本部長 様

※押印を省略する場合のみ余白に記載

本件責任者 氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

本件事務担当者 氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

- 注）1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。
- 4 同額入札による「くじ」に使用する。任意の3桁の値を記入し、空欄をつくらないこと。
（012のように0（ゼロ）を記載する。）記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。
- 5 ※1において押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(参考様式1)

確 約 書

令和 年 月 日

福 島 県 警 察 本 部 長 様

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

案件名 「運転免許証更新時講習用教本（教則）購入」

本件について受注した際には、契約期間内において指定の期日に製品を必ず納品することを確認いたします。

※参考様式なので、利用する場合には修正訂正等は自由です。

(参考様式2)

納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料

令和 年 月 日

福島県警察本部長様

入札参加者 住 所
商号又は名称

代表者職・氏名

案件名 「運転免許証更新時講習用教本（教則）購入」

教本名 「 」

通常販売価格（定価ベース・税抜き価格）で回答願います。

1部 _____ 円

（提案協議書の定価欄の金額と一致すること。）

※参考様式なので、利用する場合には修正訂正等は自由です。

物 品 単 価 購 入 契 約 書 (案)

品 目 及 び 予 定 数 量	運転免許証更新時講習用教本（教則）（205,000部）
契 約 単 価	1 部 円（消費税及び地方消費税を除く。）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
納入場所及び納入方法	別紙のとおり
契 約 保 証 金	

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「
」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、頭書の物品を、頭書の契約単価をもって、甲の指示する期限内に甲の指示する場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

（納入の通知）

第2条 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡）

第3条 甲は、納入の通知を受けたときは、乙に立ち会いを求めて物品の検査を行い、当該検査に合格したものについて引渡を受けるものとする。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、乙の欠席のまま検査をすることができる。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前3条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第1項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の110（10%は消費税及び地方消費税額）を乗じて得た金額とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。
- (2) 乙が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約単価に発注を予定していた全数量を乗じて得た金額から履行済の全額を控除した額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申請があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第12条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、本契約の委託業務の全部又は一部を、第三者に委託し又は請負わせてはならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定数量)

第17条 当該予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県
福島県警察本部長 森 末 治

乙

別紙

1 購入物品

運転免許証更新時講習教本（教則）

詳細については、別添「運転免許証更新時講習用教本（教則）仕様書」のとおり

2 納入方法

(1) 納入場所

ア 福島県福島市町庭坂字大原 1-1	福島県警察福島運転免許センター
イ 福島県郡山市大槻町字美女池上14-6	福島県警察郡山運転免許センター
ウ 福島県会津若松市山見町248	福島県会津若松警察署交通一課
エ 福島県いわき市内郷御厩町4丁目148	福島県いわき中央警察署交通一課

(2) 納入予定部数

205,000部（別紙「更新時講習用教本納入予定表」のとおり）

(3) 納入方法等

甲は、乙に対して、原則として毎月20日までに納入先・納入部数を指示し、乙は、当該月末まで指定場所に納入するものとする。

なお、予測以上の運転免許証更新者数の増加が発生した場合は、臨時発注する場合もあり得るため、その際は、発注後10日以内に納入するものとする。

以 上

別紙

更新時講習用教本納入予定表

(単位:部)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福島センター	63,000	5,500	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,000	5,000	5,500
郡山センター	82,000	7,500	7,500	7,000	7,000	6,500	6,500	6,000	6,000	6,500	7,500	7,000	7,000
会津若松署	25,000	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500	2,000	2,000
いわき中央署	35,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,500	3,000	3,000	2,500	3,000
合計	205,000	18,500	18,500	17,000	17,000	16,500	16,500	16,000	15,500	16,500	19,000	16,500	17,500

別添

運転免許証更新時講習用教本（教則）仕様書

1 教本の内容

以下の内容について正確にまとめられたものとする。

(1) 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

(2) 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車(ASV)、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

(3) 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

(4) 危険予測

ア 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

イ 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

ウ 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

(5) 年齢に応じた運転特性

ア 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮

すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

イ 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

ウ 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

エ 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

(6) 安全運転の方法

ア 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

イ 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

ウ 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

エ 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

オ 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

(7) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取り組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

(8) あおり運転等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処

あおり運転の悪質・危険な運転の危険性やこれらの行為が禁止されていることについて言及すること。

(9) 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

(10) 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習、若年運転者講習）について、図表等を用いて解説すること。

(11) 災害が発生したとき

地震等の災害が発生した場合の運転、駐車方法など、とるべき対応等を解説すること。

(12) 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、又は被害者遺族の手記を掲載すること。

(13) 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第3号）（第2章及び第3章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

(14) その他

ア 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

イ 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

ウ 表紙には改正時期を記載することとし、目次を設けること。

2 規格

(1) サイズ

A 5 版、又は B 5 版

(2) 紙質

上質紙、コート紙、アート紙等の冊子の表紙・本文として適した用紙であること。

ア 表紙

メートル坪量 104.7 g/m² 相当以上

イ 本文

メートル坪量 64 g/m² 相当以上

(3) 印刷

ア 両面刷り、カラー 4 色以上

イ 写真、図表、イラスト等入り

(4) ページ数

おおむね 100～170 ページ

(5) 製本

無線綴じ、あじろ綴じ又は同程度

以 上